

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

令和5年12月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300107号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300025号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年12月22日及び平成30年12月28日の標準賞与額を、それぞれ33万9,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月22日及び平成30年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成28年12月22日及び平成30年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月  
② 平成28年12月  
③ 平成30年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録がない。賞与を受け取っており、請求期間②については、預金取引明細表において、同社からの振込が確認できるので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②及び③について、請求者及びB銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表並びに同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、請求者に係る預金取引明細表及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料額から、いずれも33万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②及び③に係る賞与支払日については、上記預金取引明細表における振込日から、請求期間②は平成28年12月22日、請求期間③は平成30年12月28日とすることが妥

当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②については請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、請求期間③については事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、B銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表により、平成27年12月におけるA社からの振込は同年12月25日の1件のみであることが確認できるところ、その前後における同社からの振込は同年11月25日及び平成28年1月25日の2件であり、いずれも給与であると認められることから、請求期間①において請求者に賞与が支払われたことを推認することができない。

また、事業主は、賃金台帳、源泉徴収簿等、請求者の請求期間①に係る賞与の支払及び当該賞与からの厚生年金保険料控除を確認できる資料については紛失した旨回答している上、請求者も当該期間に係る賞与明細書を所持していないことから、賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300097号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300024号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年7月1日から平成7年8月1日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、その直前の期間の標準報酬月額より低く記録されている。当時、給与が減額された事実はないので、調査の上、記録を見直ししてほしい。

### 第3 判断の理由

オンライン記録によると、平成6年7月1日にA社B事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している1,947人については、すべての者が、同日に同社の別事業所において被保険者資格を喪失しており、同社B事業所での資格取得時の標準報酬月額が、請求者と同様に、前事業所での資格喪失時の標準報酬月額より3等級以上下がっている者は請求者を除き21人確認できる。そのうちの同僚一人から提出された給与明細書により、当該同僚は、請求期間のうちA社B事業所での厚生年金保険の資格取得月(平成6年7月)の1か月のみ、前事業所における資格喪失時の標準報酬月額を超える給与の支払いを受け、かつ当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録見直しに当たっては、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要であるが、請求者から給与明細書等の資料の提出はなく、C社も、請求期間当時の賃金台帳等の資料が残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、上記21人のうち生存及び所在が判明した19人に文書照会を行ったところ、13人から

回答又は陳述を得られたものの、請求者の主張を裏付ける具体的な回答を得ることができなかつた。

さらに、D企業年金基金から提出された請求者に係るE厚生年金基金の加入者台帳により、請求者の請求期間の標準給与額は、24万円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における給与支払額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。